

平成 30 年第 1 回定例会 文教常任委員会

平成 30 年 3 月 6 日

佐々木(正)委員

自殺者対策で、SOSの出し方教育についてお話をさせていただきたい。国から、昨年の 7 月に閣議決定した自殺総合対策大綱の中で、困難な時代、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育、いわゆる SOS の出し方に関する教育の推進が掲げられています。さらに、今年の 1 月 23 日に文科省と厚労省の連名によって、各教育委員会にこの SOS の出し方に対する教育の推進について通知が出されたと認識しています。神奈川県も、自殺対策の計画の素案が昨年の 12 月に示されて、その中で、教育委員会に絡む自殺対策計画があって、その中に教育委員会における SOS の出し方に関する教育ということで、教職員の研修はそこに書いてありますが、子供たちに対するこの出し方教育というのは明記されていない。既に 1 月 23 日に通知が出たわけだから、盛り込んでいくべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

子ども教育支援課長

委員お話しのとおり、SOSの出し方に関する教育の推進について、文部科学省平成 30 年 1 月 23 日付けの通知の中で、教育委員会に対して、各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年 1 回実施するなど、積極的に推進することとしております。県の計画の中において、SOSの出し方に関する教育、教育委員会の取組として教員研修を掲げていますが、教員研修を通じて、各学校においてこの通知にありますように、各学校での実践を推進してまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

それは違うのではないですか。教員の研修について書いてあるわけですから、それを飛躍して、SOSの出し方教育につなげていくのは強引ではないかと思います。自殺者対策の研修、教員の研修と子供たちの教育について、出し方という教育の研修というのは別ではないのでしょうか。

素案を見ていただければ、教育委員会の方が所管して、保健福祉局と一緒につくっているのでしょうから、そこに教員の研修で書いてあります。だから、そこに通知が出ているわけだから、子供たちのその出し方に関する教育の推進というのも書いたらどうかということです。もう一回答弁をお願いします。

支援部長

委員御指摘のとおり、自殺対策の指針については教員の研修と書いてあります。ここで、文科省の方からこのような通知もありましたので、子供に、児童・生徒に対する授業についてというところで、今後盛り込むかどうかということは検討していきたいと思います。

佐々木(正)委員

106 ページです。これには、教職員に対する普及啓発及び研修の実施と書いてあります。だから、子供たちにその出し方をやるかって、今の時点で早くキヤッチして盛り込まなかつたら、また改定するまでに何年かかかってしまうわ

けではないですか。神奈川県が先進的にやるのだったら、入れていくべきです。是非、それを盛り込んでいただきたいが、教育局長いかがですか。

教育局長

今委員から御指摘いただきました、いわゆる教員の研修ということだけではなくて、子供たちのSOSの出し方は両方本当に大事なことだと思っております。自殺対策進めていく中では、当然教員の研修も、それから子供たちの教育も大事だと思いますので、これについては自殺対策のことを取りまとめております保健福祉局の方にも私どもの方からお話をさせていただきまして、どういう形で盛り込むことができるのか相談、検討をさせていただきたいと思います。

佐々木(正)委員

せっかくですから、取り組んでいかなければいけないことなので、子供たちにもしっかりと耳を向けていくということでも、この計画が大きな改定でもあるし、大事な場面なので、このSOSの出し方に関する教育の推進というところに②として、児童・生徒に対するものも是非盛り込んでいくべきだと要望させていただきます。そのところを是非前向きにお願いしたいと思います。

SOSの出し方に関する教育の推進ということなので、これをどう具体的にやっていくかということですが、この通知の中ではどのように言われているのか、概要を伺いたい。

子ども教育支援課長

通知の概要ですが、教育委員会に対しては、各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、このSOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回は実施するなど、積極的に推進すること、さらに、学校でこのSOSの出し方に関する教育を実施する際の留意事項として、担任教諭や養護教諭、スクールカウンセラーのほか、例えば保健師、社会福祉士、民生委員等を活用することも有効であることなどの留意事項を挙げております。

佐々木(正)委員

そういう体制で推進していくとなっているのですが、まずは保健体育の授業とかで行うこととも考えられるのですが、実際にどのような授業が行われているか。今までのいのちの授業とかやってきているわけで、すごく好評だということも言っているし、いろんな分野の方々がそのいのちの授業に関わってくださっていることも理解しています。その中で、SOSの出し方に関する教育って、かなり具体的に踏み込んで絞ってきていますので、そこは非常に重要だからだと思います。いのちの授業という大きな概念の中でではなくて、SOSの出し方という具体的なものですから、どのように今までやってきて、それに関係しているのか、それとも今後はどういう授業を行っていくのかお伺いします。

保健体育課長

現在、保健体育の授業の中で、主として心の健康や精神の健康に関する領域で、欲求やストレスの対処方法を学習しております。具体的に、小学校では教科体育の保健領域において、心の発達及び不安、悩みへの対処として、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動するなど、いろいろな方法があることを学習します。また、中学校では、教科保健体育の保健分野において、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処する必要があることを学習します。

さらに高等学校では、教科保健体育の科目保健において、精神の健康を保持増進するためには、欲求やストレスに適切に対処するとともに、自己実現を図るよう努力していくことが重要であるといったことを学習する。

これら授業の中で、不安や悩みがある場合の対処方法等を児童・生徒に教えています。

子ども教育支援課長

ただいまの答弁、学習指導要領に基づく保健、あるいは保健体育の授業ですが、各学校ではそれに加えて、特別活動の学級活動といった時間の中で、子供たちが学級や学校で生じるいろいろな問題、悩みについて、その解決策を出し合う、その悩みを友達に伝えるといったようなことを、実習を取りまぜながら話し合うといった授業が多く行われています。

併せて、これも学級活動になりますが、教育委員会の方から配られる、あるいは学校から配られる、いろんな相談機関の連絡先を明記したカードを、学級担任がただ子供たちに配るだけではなくて、配布する際に時間をとって、相談することの大切さや、こういった窓口があるといった話をするといった授業を行っています。

佐々木(正)委員

分かりました。

それでは、今後高等学校と、それから小中学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進について、まず県教委として、今後県立高校、それから市町村の教育委員会に対してどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

高校教育課長

県立高校についてお答えさせていただきます。校長向け、副校長・教頭向け、そして総括教諭向け、更に保健体育や総合的な学習の時間などの、担当者それぞれのカテゴリーを集めた教育課程説明会を開いています。そこで、来年度早々ですが、まずは平成30年1月のこの国の通知の趣旨をしっかりと説明した上で、SOSの出し方に関する教育の工夫ある授業実践の事例などを指導案と共に紹介をして、各県立高校で年1回はこのSOSの出し方に関する教育の授業ができるように、情報共有を図ってまいりたいと考えております。

子ども教育支援課長

次に、小中学校ですが、小中学校を所管します市町村教育委員会に対して、今後市町村教育委員会指導事務主管課長会議、あるいは全県指導主事会議等において、今回示された国の通知の趣旨を十分に説明するとともに、今、先行事例あるいは教材等を周知するなどを通じて、全ての小中学校での取組を推進したいと考えております。

佐々木(正)委員

このSOSの出し方に関する教育は、非常に大事だと思います。先日も、SNSによるいじめ相談窓口の試行的な開設取組事業というのが、来年の9月に2週間ほど、2万5,000人を対象にして行うということですが、SNSも活用できるのではないかということもありますし、いじめだけない、いじめから不登校ということになって、自殺に至ってしまうというケースもないわけではありませんので、そういう様々な研究を行って、相談体制の充実、24時間の電

話の相談というのも充実していただきたい。実際に、子供たちが困ったり苦しんだりしているときに、自分自身がSOSを出せる、実際に言葉に発することや、文字で表せるということが非常に大事になってくる。そのときには、すごく勇気が要ると思う。ですから、それを出しやすくさせてあげることが、今後の自殺予防につながっていくのではないかということで、これを是非積極的に推進していただきたいと思います。

次に、県西地域におけるインクルーシブ教育の推進についてお伺いさせていただきたいと思います。知的障害がある生徒に、高校の教育を受ける機会が拡大するということで、このインクルーシブ教育実践推進校、パイロット校3校において、連携型の中高一貫教育の制度を活用して、連携募集を実施しています。しかし、この足柄高校においては、他の2校に比べて志願者が少ないということで、県西地域におけるインクルーシブ教育の推進に支障が生じないかと心配されています。

2月21日の我が会派の本会議での質問に対して、教育長からもこの状況を踏まえた対応として、足柄高校で現在中学2年生を対象に実施する平成31年度の入学者選抜において、知的障害のある生徒を対象として、現在、南足柄市と足柄上郡の中学校を対象として実施している連携募集に加えて、小田原市と足柄下郡の中学校を対象として、特別募集を実施するということで、県西地域におけるインクルーシブ教育を推進していくと御答弁いただいたところであります。そもそもこの連携募集と特別募集との違いが何かということと、足柄高校で新たに行う入学選抜を、これまで実施している連携募集ではなく特別募集で行うのはなぜか、併せてはじめに伺う。

インクルーシブ教育推進課長

まず連携募集ですが、学校教育法の施行規則には、連携型中高一貫教育という制度が規定されております。この制度は、設置者が異なる中学校と高校が連携して、6年間一貫した教育課程を編成することができるというものであります。この場合に当該の高校が行う入学者選抜を、連携している中学校に限定して行うことができるというものがあります。これが連携募集です。

一方、特別募集は、本県教育委員会が神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要項等に規定しております海外帰国生徒や在県外国人など、一定の志願資格を有する生徒を対象とした特別な入学者選抜を行っているというものであります。特別募集においては、教育課程上の連携などが必要ないため、対象となる中学校も教育課程上の連携を行っている中学校に限定されることがなくなりまして、より多くの生徒を対象に入学者選抜を実施することができます。

このようなことを踏まえて、これまで県西の地域で足柄高校の志願の対象となっていたいなかった地域を全て対象とさせていただくことで、県西地域における環境を整えて、インクルーシブ教育の推進を進めていくこうという考え方で行うものです。

佐々木(正)委員

この二つの募集が行われるわけでありますので、この合格者はどのように決定されるのかということと、新たに特別募集の対象となる小田原市とこの足柄下郡の中学生と保護者にとって、足柄高校に志願するかどうか初めて検討す

るということになります。そのために、この足柄高校で障害のある生徒がどのような高校生活を送っているのかといったこととか、入学後はしっかりと支えてもらえるのかがとても気になるのではないかと思います。

そこで、県教委では、新たに対象となる地域の中学校の生徒と保護者が足柄高校をよく理解できるようにするという考えですが、どのように働き掛けていくのかお聞きします。

インクルーシブ教育推進課長

まず合格者の決定については、これまで足柄高校での入試は1学年当たり21名の障害のある生徒の定員を決めて行ってまいりました。特別募集を新たに行うとしても、対象となる生徒は同じですので、連携募集、特別募集を合わせて21名以内で合格者を決定できるような仕組みを整えてまいろうと考えております。

また、新しく対象となる地域の生徒や、中学生や保護者の方が安心して足柄高校に御志願の御検討をいただけるように、まずは今月中に中学校の先生方、生徒、保護者の皆さんを対象とした説明会を合計4回開催してまいります。その中で、どのような仕組みの入学者選抜であるのか、あるいは、現在連携募集で入学した生徒さんたちがどのような支援を受けながら高校生活を送っていらっしゃるか、志願について御検討いただく際には、どのようなことに御留意いただきたいか、こういったことを丁寧に説明させていただく予定です。併せて、4月に入りましたら、今の連携募集で既にパイロット校のことをよく知つていただく取組として、5月から10月くらいまでを目安に、足柄高校の方で行っています授業見学、行事見学、学校説明会の三つの取組についても、新しく対象となる地域の皆様に御参加いただきながら、よく高校のことを知つていただこうと考えております。

佐々木(正)委員

本会議での教育長の答弁でも、この県西地域の各市町の教育委員会とか中学校に協力してもらって、このインクルーシブ教育を進めていくということがありますが、具体的にどのように連携していくのか、お願ひします。

インクルーシブ教育推進課長

インクルーシブ教育を進める上では、小学校、中学校、高校、いずれの段階においても、まずは障害のある子供が通常の学校や学級でしっかりと支えられること、そして、併せて全ての子供たちが相互理解を深められるような教育活動が充実していくことがとても重要と考えております。そのため、これまで本県が進めてまいりましたインクルーシブ教育の考え方や、あるいは各パイロット校のある地域で小学校から高校まで一貫して取組していただいた、子供たちの相互理解を進めるための教育活動で得られた成果について、新しく対象となる市町の教育委員会や小中学校に改めてお伝えして、まずは理解を深めていただくことと考えております。

その上で、新たに対象となる小中学校においても、子供の相互理解を進める教育活動に取り組んでいただくと共に、必要があれば、県教育委員会も各学校において先生方やお子様などを対象とした研修会のお手伝いもさせていただくなどの連携をしながら、県西地域全体のインクルーシブ教育を進めていこうと

考えております。

佐々木(正)委員

最後に、このインクルーシブ教育の推進の取組について、先日地元の近隣学校の卒業式に参加させていただいて、校長先生とお話しさせていただく機会があった。すごく良いお話を頂いて、私も、ああ、そうかと思ったのですが、インクルーシブ教育を取り入れてなくても、様々な生徒がいるということで、既になかなか学校へ来れなくて、先生が訪問していろいろ授業を教えたり、やっと卒業しているようなお子さんもいるし、既にインクルーシブ教育のようなものが行われているのではないかという御意見も頂いたところでした。要するに、インクルーシブ教育、確かにこれは中学校と協力してやっていることですが、その度合いとか様々な苦悩、程度と言ったら失礼かもしれません、あると思いますが、全校で将来もちろんやっていただきたいと思っていますし、今現場の教職員の方々が苦労していることというのは、インクルーシブ教育になっている部分も、私は既にあるのではないかということを踏まえると、早くこういうインクルーシブ教育が全校で認識を、多くの、全ての教員の方々が認識しながら、保護者、地域で理解を示しながら推進をしていくべきだと私自身も感じたところであります。この指定をしていくということも大事ですが、全ての学校が認識を持って、これを進めていくことが大事だと思いますが、最後に県教育委の見解をお伺いしたいと思います。

インクルーシブ教育推進担当部長

ただいまの委員お話しのように、インクルーシブ教育の推進については、パイロット校を特定した3校に限って行うべきものという認識は持っております。インクルーシブ教育の推進については、県立高校改革の基本計画あるいは実施計画の中に位置付けて、一人一人の生徒に教育的ニーズに対応できるよう、全ての県立高校において支援教育や教育相談体制の充実に取り組んでいく必要があるということで進めさせていただいております。そうした観点から、県教育委員会として、インクルーシブ教育実践推進校における障害のある生徒をしっかりと支える取組、あるいは支援教育に率先して、これまでも取り組んでこられた県立高校の実践、こういった取組を全ての県立高校で共有できるよう、平成28年度から会議等を持たせていただいています。

今後も、こういった機会を大事にしながら、全ての学校で多様な他者を理解しながら、必要な支援をしながら、取組を進めていきたいと思っています。併せて、今後Ⅱ期計画以降で新たに指定をする県立高校、どこにするかはこれから様々な観点で検討してまいりますが、県内全ての地域を対象とすることもあります。こうした観点から、地域バランスといった部分と、子供たちが安心して高校生活を送れる、こうした観点も含めて様々な学校を候補にしながら、検討を引き続き進めていきたいと考えています。

佐々木(正)委員

最後に要望ですが、この神奈川県は県立津久井やまゆり園の事件があって、ともに生きる社会かながわ憲章を策定したわけであります。その中で、具体的にそれを実践していく、共生社会を実践していくという中で、一番大事なのは教育だと思っています。その中で、インクルーシブ教育というものは、

見た目では分からないようなところにも、今現在のインクルーシブ教育になっているという現状を踏まえると、そのことを深く神奈川県の教育委員会は認識しながら、全ての地域の方々、生徒、保護者にも理解していただきながら進めていくことが必要だと思っています。今後、積極的にこのともに生きる社会かながわ憲章の理念、そしてインクルーシブ教育が推進されることをお願い申し上げまして、質問を終わります。